

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
1	総務課	木更津市情報公開・個人情報保護審査会	木更津市情報基本条例	5	○	4	1	20.0%	×	開示請求に係る不服申し立てに対する審査及び番号法に係る重点項目評価書の取扱いに関する意見を述べる等高度な専門性が要求されるため。				
2	総務課	木更津市情報公開総合推進審議会	木更津市情報基本条例	15	○	13	2	13.3%	○	情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度のあり方について調査審議を行う附属機関であり、高度な専門性が要求されるため。				
3	総務課	木更津市行政不服審査会	木更津市行政不服審査法施行条例	3	○	3	0	0.0%	×	審査請求に係る事件について調査審議を行う附属機関であり、高度な専門性が要求されるため。				
4	危機管理課	木更津市防災会議	木更津市防災会議条例 災害対策基本法第16条	40以内	○	35	5	12.5%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。また、その職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も継続して定員を増員するにあたり、女性の選出に配慮いただく働きかけを実施する予定である。	○	28	5	15.2%
5	危機管理課	木更津市国民保護協議会	木更津市国民保護協議会条例 武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律第39条	35以内	○	24	3	11.1%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。また、その職に女性が就いていないため、女性比率が低くなっている。今後も継続して定員を増員するにあたり、女性の選出に配慮いただく働きかけを実施する予定である。				
6	経営改革課	行政改革推進委員会	附属機関設置条例	15以内	○	7	2	22.2%	○					

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
7	経営改革課	指定管理者候補者選定委員会	附属機関設置条例	9以内	○	8	1	11.1%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募は適さない。委員9名のうち4名について各団体へ委員の推薦依頼を行っているが、女性の推薦がなかったため。				
8	経営改革課	木更津市DX推進ネットワーク本部	木更津市地域情報化推進ネットワーク本部設置要綱	10	○	7	1	12.5%	×	会議の内容から、有識者、ICT分野の専門家等から適任と思われる方を委員として選出しており、かつ、その候補者の中での女性数が少なかったため。				
9	企画課	都市総合開発審議会	附属機関設置条例／都市計画法第78条	25以内	○	20	5	20.0%	○					
10	地域共生推進課	木更津市男女共同参画推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	6	7	53.8%	○					
11	観光振興課	みなとまち木更津推進協議会	みなとまち木更津推進協議会規約	なし	○	12	1	7.7%	×	本協議会では、木更津市基本構想に掲げたみなとまち木更津再生プロジェクトの実現に向け、「みなと」及び「街なか」に関わりの深い組織、市民団体等の方に委員を担っていただいている。これらの団体はほとんどが男性で構成されており、現状女性委員を1/3以上にすることができていない。また、これらの市民団体が行事の中心になって活動するため、公募の実施は難しい。今後、関係団体に適任な女性職員が在籍する場合は、積極的な委員登用を依頼するものとしたい。				

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)					
					設置・委嘱の有無	委員数			公募	設置・委嘱の有無	委員数			
						男性	女性	女性比率			男性	女性	女性比率	
12	保険年金課	国民健康保険事業の運営に関する協議会	木更津市国民健康保険条例	16	○	14	2	12.5%	○	協議内容の専門性等から、委員16名のうち14名は各団体からの推薦によるものであるが、女性の推薦は2名のみであった。また、2名の公募を実施したが、女性の応募はなかった。				
13	子育て支援課	木更津市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法77条	18以内	○	9	8	47.1%	○					
14	健康推進課	木更津市献血推進協議会	木更津市献血推進協議会要綱	26	○	22	2	8.3%	×					
15	健康推進課	木更津市予防接種健康被害調査委員会	木更津市予防接種健康被害調査委員会規則	5	○	5	0	0.0%	×					
16	健康推進課	木更津市食生活改善サポーターの会	木更津市食生活改善サポーターの会会則	49	○	0	25	100.0%	○					
17	スポーツ振興課	木更津市スポーツ推進審議会	木更津市スポーツ推進審議会条例/スポーツ基本法第31条	10以内	○	8	1	11.1%	○	委員のうち、7名については関係団体からの推薦、他3名は一般公募としている。推薦者及び一般応募者が男性多数となっているため、現状の女性比率となっている。今後の展望としては、女性からの応募を頂けるよう公募時に積極的に周知を行う。				
18	福祉相談課	木更津市民生委員推薦会	民生委員法	14	○	8	6	42.9%	×	木更津市民生委員推薦会規則第2条第2項の各号に掲げる者から委員を委嘱するため公募しない。				

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
19	福祉相談課	木更津市地域福祉推進委員会	附属機関設置条例	20以内	○	13	5	27.8%	○					
20	福祉相談課	木更津市自殺対策連絡協議会	木更津市自殺対策連絡協議会設置要綱	15以内	○	8	5	30.8%	×	設置の目的の1つが関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携の確保であるため公募しない。				
21	高齢者福祉課	木更津市福祉有償運送運営協議会	木更津市福祉有償運送運営協議会設置要綱	12以内	○	8	0	0.0%	×	委員については、学識経験者、市内タクシー業者、国土交通省関東運輸局千葉運輸支局の職員、有償運送経営代表等から委嘱しているため、公募しない。				
22	高齢者福祉課	木更津市老人ホーム入所判定委員会	附属機関設置条例	7以内	○	6	0	0.0%	×	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。	○	4	2	33.3%
23	高齢者福祉課	木更津市地域包括支援センター運営協議会	附属機関設置条例	7以内	○	4	3	42.9%	○					
24	高齢者福祉課	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会（平成28年度～）	木更津市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱	なし	○	18	11	37.9%	×	専門性が強い内容を検討するため、関係団体へ委員の推薦を依頼している。	○	17	12	41.4%

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
25	障がい福祉課	障害支援区分認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条	10以内	○	6	4	40.0%	×					
26	介護保険課	木更津市介護保険運営協議会	附属機関設置条例	20以内	○	15	2	11.8%	○	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。今後、公募や関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1/3以上になる可能性もある。				
27	介護保険課	木更津市介護認定審査会	木更津市介護保険条例	40以内	○	33	8	19.5%	×	関係機関へ委員の選出を依頼するため、性別を指定できない。今後、公募や関係機関からの推薦状況によっては、女性の割合が1/3以上になる可能性もある。	○	33	7	17.5%
28	環境政策課	木更津市環境審議会	木更津市環境保全条例/環境基本法第44条	18以内	○	15	3	16.7%	○	公募枠については、女性の応募がなかった。公募枠以外については、昨年度より女性委員が減少しているため、今後の推薦依頼時に女性の推薦を働きかけたい。				
29	資源循環推進課	木更津市廃棄物減量等推進審議会	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	15以内	○	8	1	11.1%	○	女性の推薦者、応募者が少なかったため。				

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
30	農林水産課	木更津市農業振興地域整備促進協議会	附属機関設置条例／農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第14条	25以内	○	16	0	0.0%	×	各関係団体に対して、委員の推薦を依頼したところ、女性委員の推薦がなかったため。				
31	地方卸売市場	地方卸売市場運営審議会	木更津市公設地方卸売市場条例	15	○	11	1	8.3%	×	事業内容の専門性等から委員構成があて職となっており、公募はしていない。各関係団体に委員の推薦依頼をしたが、女性の推薦が少なかったため。推薦依頼時に、引き続き女性の推薦を働きかけたい。				
32	都市政策課	木更津市都市計画審議会	木更津都市計画審議会条例／都市計画法第77条の2	13	○	11	2	15.4%	○	委員13名中、8名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。なお、事務局判断で任命している2名のうち、1名は女性委員としている。公募委員1名については、女性委員の応募がなかったため男性委員となった。今後も、事務局の判断で任命できる委員については、女性委員の比率を高めるよう努めたい。				
33	都市政策課	木更津市景観推進審議会	木更津市景観条例	10	○	9	1	10.0%	○	委員10名中、6名は団体からの推薦に基づき任命し、2名は役職に基づき任命しており、男女比を考慮した任命が難しい。公募委員2名については、女性委員の応募がなかったため男性委員となった。				
34	住宅課	木更津市空き家等審議会	木更津市空き家等の適正な管理に関する条例	14以内	○	13	1	7.1%	×	各団体からの推薦により委員を決定している。今後は、女性を推薦していただくように理解を求めていきたい。				

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
35	建築指導課	木更津市建築審査会	建築基準法／木更津市建築審査会条例	5	○	4	1	20.0%	×	各専門の分野から委員を依頼しているが、女性が少ない分野からは登用が見込めない状況である。				
36	下水道推進室	下水処理場漁業関係委員会	附属機関設置条例	9以内	○	8	1	11.1%	×	漁業について専門知識を有することが必要なため、公募は行っていない。また、漁業関係に携わる団体の役職員及びそれに関する人員で構成しているため、現在、女性がこの職に就いているケースが少なく、登用が困難である。				
37	土木課	木更津市水防協議会	木更津市水防協議会設置条例	25以内	○	18	2	10.0%	×	委嘱基準となる木更津市水防協議会設置条例第3条第2項(1)関係行政機関の職員及び(2)水防関係団体の代表者は、充て職であり現在その職に就いている女性が少ない。また(3)の学識経験者を有するものは、該当がなかったため、女性委員の参画は難しいが、今後第3条第2項(3)の委員について、検討していきたい。 また、木更津市水防協議会設置条例に公募枠がないため、今後も公募の実施はしない。				
38	教育総務課	奨学事業運営審議会	木更津市奨学事業運営審議会設置条例	8	○	4	3	42.9%	×					
39	学校教育課	木更津市就学指導委員会	木更津市就学指導委員会規則	14以内	○	8	6	42.9%	×	審査内容の専門性等から、公募によって委員を選出することが難しいため。				

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
40	学校教育課	木更津市中心の教育推進協議会	木更津市中心の教育推進協議会規約第1条	17以内	○	10	13	56.5%	×					
41	生涯学習課	社会教育委員会議	木更津市社会教育委員に関する条例／社会教育法第15条、第17条	18	○	11	7	38.9%	×	木更津市社会教育委員に関する条例の根拠法令である社会教育法第17条第2項において「教育委員会の諮問に応じ、これに対し、意見を述べること」とあり社会教育に関する一定の見識が求められることから、公募は行っていない。また、上記の理由から今後も公募の予定はない。	○	9	5	35.7%
42	生涯学習課	生涯学習推進協議会	木更津市生涯学習推進協議会設置要綱	14	○	10	2	16.7%	×	各種団体から推薦により男女の区別なく適任者を委嘱している。また、上記の内容から今後も公募の予定はない。				
43	生涯学習課	青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条	21	○	17	3	15.0%	×	木更津市青少年問題協議会設置条例の根拠法令である地方青少年問題協議会法第2条第1項において「青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。」とあることから、高度な専門性が求められるため、公募は行っていない。また、上記の内容から今後も公募の予定はない。				

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
44	文化課	木更津市文化財保護審議会	木更津市文化財保護条例第17条／文化財保護法第190条	5	○	3	2	40.0%	×					
45	文化課	木更津市史編集委員会	附属機関設置条例	10以内	○	5	4	44.4%	×					
46	まなび支援センター	青少年指導関係運営協議会	木更津市まなび支援センターの設置及び管理に関する条例	15以内	○	7	7	50.0%	×					
47	図書館	図書館協議会	木更津市立図書館設置及び管理条例／図書館法第14条	10以内	○	3	7	70.0%	×					
48	木更津市郷土博物館金のすず	木更津市郷土博物館金のすず協議会	木更津市郷土博物館金のすずの設置及び管理に関する条例／博物館法第20条	10以内	○	4	2	33.3%	×					

令和4年度 審議会等委員への女性の参画状況調査表

連番	課名	審議会等名	根拠法令	定数	令和5年3月31日現在の状況				女性委員1/5以上でない場合や公募していない場合は、その理由と今後の見込みなど	令和5年4月1日現在の委員数(3/31現在と異なる場合のみ記入)				
					設置・委嘱の有無	委員数				公募	設置・委嘱の有無	委員数		
						男性	女性	女性比率				男性	女性	女性比率
49	中央公民館	公民館運営審議会	木更津市立公民館設置及び管理運営条例／社会教育法第29条	20	○	13	7	35.0%	×	委員の推薦については地区推薦となるため公募は行っていない。				
50	選挙管理委員会	木更津市明るい選挙推進協議会	木更津市明るい選挙推進協議会規約	30以内	○	3	7	70.0%	×	木更津市明るい選挙推進協議会規約第5条の規定により、市内に所在する公私の団体の有識者及び学識経験者をもって構成するため、関係者からの推薦により委嘱している。また、活動内容上、特定の政党等に所属しておらず政治的に中立・公平な立場であることが求められるため、今後も公募の予定はない。				
51	市民活動支援課	木更津市協働のまちづくり活動支援事業選考会	木更津市協働のまちづくり活動支援金交付要綱	20以内	○	9	3	25.0%	○					
52	市民活動支援課	木更津市市民活動支援センター運営協議会	木更津市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例	10以内	○	6	4	40.0%	○					